

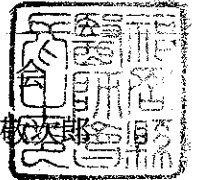


福岡医発第1438号(地)

平成14年11月 8日

各医師会長 殿

福岡県医師
会長 関原 敏太郎



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部改正に伴う医師からの届出について(ウエストナイル熱)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ウエストナイル熱対策の推進・強化につきましては、平成14年10月25日付福岡医発第1343号(地)をもって貴会宛にお送りいたしました。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成14年10月29日に公布され、同年11月1日から施行されたことから、日本医師会及び福岡県保健福祉部より、別添のとおり協力方依頼がありましたので、お知らせいたします。

本通知は、①ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。以下同じ。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の全数届出の四類感染症とし、これに伴い、ウエストナイル脳炎が急性脳炎に含まれなくなること、②ウエストナイル熱を全数届出の四類感染症とすることから、医師は、ウエストナイル熱患者を診断したときは都道府県知事等に届け出なければならないことを周知するよう求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、貴会管下医療機関へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 福岡県につきましては、福岡県保健環境研究所において検査体制が整備されるということです。
- 2) ウエストナイル熱の診断・治療ガイドラインは、日医ホームページ及び日医雑誌(11月15日号)に掲載されますのでご活用ください。

(地 155)
平成14年10月30日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部改正に伴う医師からの届出について（ウエストナイル熱）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ウエストナイル熱対策の推進・強化につきましては、平成14年10月23日付（地 150F）をもって貴会宛に、また、平成14年10月23日付（地 151F）をもって郡市区医師会宛にお送りいたしました。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が、平成14年10月29日をもって公布され、同年11月1日から施行されることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正について、厚生労働省健康局長より各都道府県知事、政令市市長、特別区区長に通知がなされました。また、感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長に通知がなされ、小職に対しても協力方依頼がありました。

本通知は、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。以下同じ。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の全数届出の四類感染症とし、これに伴い、ウエストナイル脳炎が急性脳炎に含まれること、ウエストナイル熱を全数届出の四類感染症とすることから、医師は、ウエストナイル熱患者を診断したときは都道府県知事等に届け出なければならないこと、を周知するよう求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、医療機関へ周知していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ウエストナイル熱の診断・治療ガイドラインは、日医ホームページ、及び日医雑誌（11月15日号）に掲載いたしますことを申し添えます。

健感発第 1 0 2 9 0 0 1 号
平成 1 4 年 1 0 月 2 9 日

(社) 日本医師会感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症法に基づく医師からの届出について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 1 4 年厚生労働省令第 1 4 0 号）は、平成 1 4 年 1 0 月 2 9 日をもって公布され、同年 1 1 月 1 日から施行されることとなりました。これに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正について」（平成 1 4 年 1 0 月 2 9 日健発第 1 0 2 9 0 0 5 号）を各都道府県知事・政令市市長・特別区区長宛に及び「感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について」（平成 1 4 年 1 0 月 2 9 日健感発第 1 0 2 9 0 0 1 号）を各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長宛に通知（別添通知参照）したところです。

ついては、これが円滑に実施されるよう貴会の協力についてよろしく御配慮の程をお願い申し上げます。

健発第1029005号
平成14年10月29日

各
〔都道府県知事
政令市市長
特別区区長〕
殿

厚生労働省健康局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第140号）は、平成14年10月29日をもって公布され、同年11月1日から施行されることとなったところである。

今回の改正の概要等は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

一 改正の概要

ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。以下同じ。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「法」という。）上の四類感染症とし、法第12条第1項に基づいてその患者について届出をすべき四類感染症（以下「全数届出の四類感染症」という。）とすること。これに伴い、法第14条第1項の届出において、ウエストナイル脳炎が急性脳炎に含まれなくなることを。

ウエストナイル熱を全数届出の四類感染症とすることから、医師は、ウエストナイル熱患者を診断したときは都道府県知事等に届け出なければならないこと。

二 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日健医発第458号）中「第2 対象感染症」の「1. 全数把握の対象（4）四類感染症」の「（13）アメーバ

赤痢」の次に「(1 3 の 2) ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。) 」を、「第 5 事業の実施」の「 2 . 全数把握対象の四類感染症 (2) 調査単位及び実施方法 イ保健所 」の「(1 3) 」の次に「(1 3 の 2) 」をそれぞれ加え、別記様式 4 - 1 を別紙に改める。

この実施要綱の改正は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

なお、感染症発生動向調査事業はコンピュータ・オンラインシステムを用いて行っているところであるが、システムが整備されるまでの間は、ウエストナイル熱の取扱いについては電話による連絡の上で別記様式 4 - 1 をファクシミリすることとされたい。都道府県等から厚生労働省への報告の窓口は、国立感染症研究所感染症情報センター感染症発生動向調査担当 (Tel 03-5285-1111 (代表) Fax 03-5285-1129) とする。

保健所コード 西 暦 I D

4 類感染症発生届

(クロイツフェルト・ヤコブ病、後天性免疫不全症候群、先天性風疹症候群を除く)

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日(平成 年 月 日)

医師の氏名 _____ 印

(自署または記名押印のこと)

所属する病院・診療所等施設名

上記施設の住所・電話番号*

(電話 _____)

(*所属する施設がない場合は医師の自宅の住所・電話番号を記載すること)

1 性別	男・女
2 診断時の年齢	歳

3 病 名 (該当する番号等を○で囲むこと)	1 アメーバ赤痢
	2 エキノコックス症 (1)単包条虫、2)多包条虫)
	3 黄熱
	4 オウム病
	5 回帰熱
	6 急性ウイルス性肝炎 (1)A型、2)B型、3)C型、4)D型 5)E型、6)その他()、7)不明)
	7 Q熱
	8 狂犬病
	9 クリプトスポリジウム症
	10 劇症型溶血性レンサ球菌感染症
	11 コクシジオイデス症
	12 ジアルジア症
	13 腎症候性出血熱
	14 髄膜炎菌性髄膜炎
	15 炭疽
	16 ツツガムシ病
	17 デング熱 (1)デング熱、2)デング出血熱)
	18 日本紅斑熱
	19 日本脳炎
	20 乳児ボツリヌス症
	21 梅毒 (1)早期顕症梅毒(7.期、1.期) 2)晩期顕症梅毒、3)無症候梅毒、 4)先天梅毒)
	22 破傷風
	23 バンコマイシン耐性腸球菌感染症
	24 ハンタウイルス肺症候群
	25 Bウイルス病
	26 ブルセラ症
	27 発疹チフス
	28 マラリア (1)三日熱、2)四日熱、3)卵形、 4)熱帯熱、5)不明)
	29 ライム病
	30 レジオネラ症
	31 ウエストナイル熱

4 診 断 方 法	1) 病原検査 (検体 (方法 (型
	2) 血清学的検査 (検体 (方法 (型
	3) 臨床決定
	4) その他 () (該当するもの全てに記載すること)
5 診 断 時 の 症 状	1) 有 ()
	2) 無
6	発病年月日 平成 年 月 日
7	初診年月日 平成 年 月 日
8	診断(検案)年月日 平成 年 月 日
9	感染したと推定される年月日 昭和・平成 年 月 日
10	死亡年月日 平成 年 月 日

11・12 推定される感染地域・感染原因・感染経路
・最近数年間の主な居住地 1 日本国内 2 その他() 3 不明
・推定される感染地域 1 日本国内 2 その他() 3 不明
・病原体や媒介動物等との接触または生息場所での活動 1 あり() 2 なし
・推定される感染源・感染経路等 1 経口感染(推定される飲食物) 2 性行為感染 ア.異性間性的接触 イ.同性間性的接触 3 静注薬物使用 4 母子感染 5 輸血 6 媒介動物等からの感染(動物の種類) 7 その他() 8 不明
・同疾患または同様の症状の者の発症 1 同居者にいる 2 同じ職場や学校等にいる 3 その他() 4 いらない

この届出は診断から7日以内に行ってください

(1、3、4、11・12欄は該当する番号等を○で囲み、2、6、7、8、9欄は年齢・年月日を記入すること。 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること)

健感発第 1 0 2 9 0 0 1 号
平成 1 4 年 1 0 月 2 9 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 1 4 年厚生労働省令第 1 4 0 号）が本年 1 1 月 1 日から施行されることに伴い、別紙のとおり「ウエストナイル熱に係る医師から都道府県知事等への届出のための基準」を作成したのでお知らせする。「医師から都道府県知事等への届出のための基準」（平成 1 1 年 3 月 3 0 日健医感発第 4 6 号）と一体のものとしてウエストナイル熱の報告基準として活用されるとともに、関係機関に対し周知されたい。

また、都道府県等においては、医師から報告のあった患者の個人情報の保護について特段の配慮をお願いする。

ウエストナイル熱届出のための基準

1. 定義

フラビウイルス科に属するウエストナイルウイルスによる感染症で、蚊によって媒介される。

2. 臨床的特徴

2-14 日の潜伏期の後に高熱で発症する。発熱は通常 3-6 日間持続する。同時に頭痛、背部の痛み、筋肉痛、食欲不振などの症状を有する。約半数で発疹が胸部、背、上肢に認められる。リンパ節腫脹も通常認められる。症状は通常 1 週間以内で回復するが、その後倦怠感が残ることも多い。特に高齢者においては、上記症状とともにさらに重篤な症状として、激しい頭痛、方向感覚の欠如、麻痺、意識障害、痙攣等の症状が出現し脳炎、髄膜脳炎を発症することがある。特に米国では重篤な例で筋力低下が約半数に認められている。

3. 報告のための基準

- ・ 診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、以下のいずれかの方法によって病原体診断や血清学的診断がなされたもの。
- ・ 病原体の検出：
例、ウエストナイルウイルスの血液や脳脊髄液からの分離
- ・ 病原体の遺伝子の検出：
例、PCR 法等によるウエストナイルウイルス遺伝子の血液や脳脊髄液中での検出
- ・ 抗体の検出：
例、ウエストナイルウイルス特異的 IgM の血液や脳脊髄液中での検出
ウエストナイルウイルス特異的 IgG の検出とペア血清における 4 倍以上の上昇